

令和7年度

○ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業【森林・環境基金事業】

○木の香る快適な公共施設等整備事業【森林・環境基金事業】

木造公共施設関連の支援事業

・木の香る快適な公共施設等整備事業 【森林・環境基金事業】

補助メニュー	木造化	内装木質化
対象施設	教育関連施設（幼稚園・小・中学校・高等学校（体育館含）等） 福祉関連施設（保育園・こども園、老人ホーム、障がい者グループホーム等）	
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等	
面積要件	○教育関連施設、福祉関連施設 延床面積が概ね300㎡以上	施工面積200㎡以上
県産材 使用基準	・木質部材の <u>70%以上</u> に「ぎふ証明材」 ・主要構造材は、原則としてJAS製品またはぎふ性能表示材	・木材は原則として「ぎふ証明材」 ・板厚は10mm以上
補助額	17,000円／㎡（上限30,000千円）	5,000円／㎡ 10,000／㎡（準不燃材） （上限30,000千円）
その他	・国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）	

木造公共施設関連の支援事業

・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業【森林・環境基金事業】

対象施設	教育施設（幼稚園、小中学校）、児童福祉施設等
事業主体	市町村・学校法人・社会福祉法人 等
事業概要	●幼稚園、小中学校、保育園における県産材を使用した机・イス等の導入経費を補助
補助率	●購入費用の1／2以内（但し、机・イスのセットについては上限18,000円/セット）
補助対象	・全て「ぎふ証明材」を使用し製造された、机・イス・教卓・ロッカー・下駄箱等 ・導入製品は原則、JIS適合製品、若しくはJISに準拠した試験に合格したもの（但し、ロッカー・下駄箱等の収納ユニットは除く） ・【木育】家具、仕切り、置き床等
その他	・導入した木製品の利用者に対し「ぎふ木育」を実施すること（但し実施経費は補助対象外） ・ただし、新設の施設に対する導入であり、木育実施の対象者がいない場合は、補助事業者が外部講師への委託等により研修会を実施し、研修会実施報告書と次年度実施計画書の提出をもって上記にかえることが可能